**一般社団法人富山県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ富山**

**業務監査委員会運営規程**

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ富山の業務監査委員会（以下、「業務監査委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下、「本会」という。）が設置する権利擁護センターぱあとなあ富山の業務の適正化を図ることを目的とする。

（委員）

第２条　業務監査委員会には２名以上５名以下の業務監査委員（以下、「委員」という。）を置く。

２　委員は本会の会長（以下、「本会会長」という。）が選任する。

３　委員の２分の１以上は、弁護士等法律関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、当事者団体等で構成する第三者委員とする。

（委員長）

第３条　委員長は委員の互選とする。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、１回の再任を認める。

（庶務）

第５条　業務監査委員会に関する庶務は、本会「権利擁護センターぱあとなあ富山」事務局で行う。

（業務）

第６条　業務監査委員会は、以下の各号の業務を行う。

（１）　本会「権利擁護センターぱあとなあ富山」 名簿登録規程第11条第2項に関する業務

（２）　本会会長又は委員の求めに応じ随時の審査を実施すること

（３）　本会会長へ審査結果を報告すること

（４）　必要に応じて本会総会で審査結果を報告すること

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第８条　この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附　　則

この規程は、２０１４年１月２６日から施行する。